

和泉市農業經營基盤強化促進基本構想

平成 26 年 9 月 29 日

(令和 6 年 3 月 26 日改正)

和泉市

はじめに

我が国の農業は、輸入農産物の増大等による食料自給率の低下や農業者の高齢化、農用地面積の減少、自然環境の悪化など、深刻な状況となっており、新たな視点に立った農業施策の展開が求められている。

こうした中、和泉市では、これまでの生産・拡大を主眼としてきた農業から、都市近郊の立地特性を活かした高付加価値農業の確立を目指し、その具現化に向け各種施策を展開している。

しかし、近年、魅力と活力に富むまちづくりを実現するため、大規模な都市基盤整備が実施されているとともに、耕作面積の減少や農地と宅地の混在化が加速度的に進行するもとの、優良な農業環境の保全が重要な課題となっている。

今後は、これまでに培われてきた地域農業を継続的に維持・発展させていく観点から、都市近郊の立地を活かし、新たな農業経営に基づく和泉農業のあり方を構築していく必要がある。

そのため、農作物の生産、加工、流通・販売を一体化した「農業の6次産業化」や、農業研究施設として整備した和泉市アグリセンターを活用して地域農林業の活性化を図り、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の実現をめざして本構想を策定するものである。

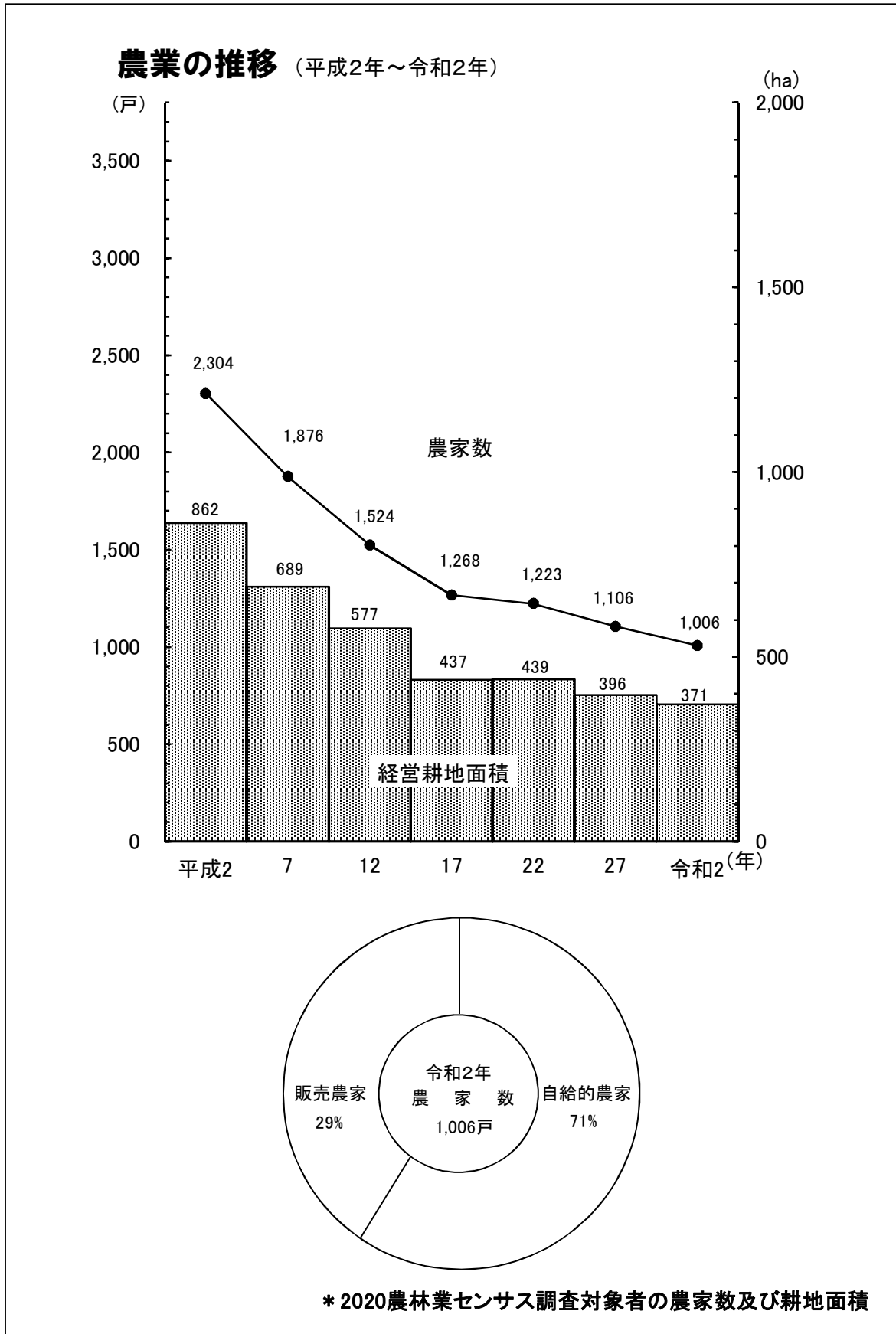
なお、本構想は平成26年6月に大阪府が策定した「大阪府農業経営基盤強化促進基本方針」（令和6年1月改正）に即して策定し、農業経営基盤強化促進法第6条1項に基づくものであり、目標は概ね10年後（令和15年）とする。

目 次

第1章 和泉農業の現状および推移農業の推移	1
1 農地転用の状況	2
第2章 基本構想	
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
1 基本方向	3
2 農業構造の展望	4
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1 営農類型の設定	5
経営体営農類型（例）	6
2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	8
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	9
第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	9
2 和泉市が主体的に行う取組	10
3 関係機関の連携・役割分担の考え方	10
4 就農希望者等のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供	11
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標	11
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項等	12
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1 地域計画推進事業に関する事項	13
2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項	14

3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	14
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を 受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	16
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	17
第7	その他	18

第1章 和泉農業の現状および推移



1 農地転用の状況

年次	農業用施設		住宅		工場		公共施設		道水路		その他		合計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成11	2	695	79	34,257	20	36,140	7	15,139	26	1,370	88	54,263	222	141,86
12	3	947	73	35,556	10	12,301	17	24,784	28	4,555	67	53,271	198	131,41
13	-	-	107	62,702	3	7,282	-	-	13	549	72	42,606	195	113,13
14	-	-	82	25,978	5	8,954	-	-	9	518	54	46,915	152	85,232
15	1	198	68	31,199	2	349	2	1,264	13	991	74	68,748	160	102,74
16	-	-	94	46,202	5	10,188	3	80,210	16	3,199	61	51,747	179	191,54
17	-	-	83	33,138	8	6,339	2	312	41	3,554	85	93,318	220	137,70
18	4	664	53	29,731	4	2,313	-	-	8	231	88	81,902	158	116,28
19	5	1,587	68	28,662	5	1,047	-	-	17	1,151	117	103,50	212	135,94
20	19	19,738	115	34,514	9	5,429	-	-	5	39	80	30,319	228	90,039
21	2	439	70	31,669	-	-	1	906	11	412	39	23,528	123	56,954
22	-	-	49	23,532	5	2,935	-	-	1	165	45	33,260	100	59,892
23	-	-	64	21,092	4	1,128	-	-	8	611	79	39,249	155	62,080
24	-	-	90	23,180	1	469	-	-	12	500	73	38,018	176	62,167
25	1	40	35	14,302	5	2,084	-	-	7	302	62	40,558	110	57,286
26	1	3,039	46	23,204	3	845	-	-	4	154	75	52,508	129	79,750
27	2	1,052	41	19,777	5	1,075	-	-	2	158	78	57,990	128	80,052
28	3	3,508	38	18,536	-	-	-	-	9	689	59	55,888	109	78,523
29	-	-	17	12,300	3	2,105	-	-	4	665	43	34,024	67	49,094
30	1	487	23	9,165	-	-	4	1,450	6	316	61	52,690	95	64,108
令和元年	2	467	37	13,136	1	329	-	-	4	266	55	36,827	99	51,025
2	3	871	28	10,611	2	918	2	2,473	5	396	54	38,701	94	53,970
3	-	-	30	9,207	-	-	-	-	2	385	50	39,194	82	48,786
4	-	-	35	16,213	-	-	-	-	4	225	51	35,056	90	51,494

資料：統計いずみ

第2章 基本構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 基本方向

本市の農業は、急速な都市化の進展に伴い農地が年々減少し、農家構造も安定兼業化が進み、1戸当たりの農業経営面積も約37aとなっている。しかし、このような状況にあつて、府下でも有数の柑橘経営をはじめ、古くから野菜、花の集約的高度輪作経営など都市近郊の有利性を活かした農業生産が行われ、市民に対する生鮮食料品の供給基地として現在に至っている。また、農地は、緑地として市民へ憩いと潤いの場を提供し、環境保全機能を果たしている。

こうした中、本市は、『農業の第6次産業化』を目指し、将来的に和泉農業が果たす役割として以下の6方向を示した。

- (1) 高収益をめざす都市近郊農業の実現
- (2) 農業・農村基盤の整備と充実
- (3) 環境にやさしい農業への役割
- (4) 担い手の確保・育成
- (5) 都市と農業・農村との共生・交流
- (6) 「農」をとおした教育・福祉・健康の環境づくり

これらを具現化するため、令和4年7月に和泉市アグリセンターを開設し、各種営農相談、新たな地域ブランド農産物の創出に向けた研究、新規就農者の育成、有害鳥獣対策、いずもくのPR活動等、地域農林業が抱える諸問題を解決し、産業として成立する農林業の確立及び地域農林業の活性化を図っているところである。今後においても、本市の農業の目指すべき方向として、引き続き推進していくこととする。

特に、地産地消運動や広範な耕作活動の推進には、将来に渡って核となる優れた農業経営を行う経営体の確保・育成が不可欠であり、この基本構想では、農業生産現場において他産業従事者と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、他産業並の年間所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営体の育成を目標とする。

年間農業所得	550万円以上（主たる従事者1人当たり）
年間総労働時間	2,000時間（主たる従事者1人当たり）

また、農業の産業としての規模を維持する主役を

- ア 既に効率的かつ安定的な農業経営体及び今後育成する同農業経営体
- イ 意欲的な農業者や農協等で組織された農作業受託組織あるいは集落営農組織
- ウ 高収益を目指して農業に参入する個人、法人
- エ 平成20年度に施行された大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（以下「府条例」という。）に基づく大阪版認定農業者
- オ 中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など、農業参入を目指す都市住民や法人等の地域の実態に応じた多様な担い手

とし、ア及びイの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。さらに、ウ及びエ、オについては農業への参入や営農に意欲的な者に対しては経営

規模拡大等を支援し、ア及びイに続く農業者の育成を図る。

2 農業構造の展望

(1) 地域農業について

ア 優良な集団農地は「農用地区域」設定を行い、積極的な農業振興を行う。

イ 近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となる恐れがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体等（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

また、認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進する。

なお、利用権の設定及び農地中間管理事業の活用にあたっては認定農業者等効率的かつ安定的な経営体を優先して利用集積を図るものとする。

さらに、遊休農地の解消については、地域のニーズにあった国、大阪府の交付金事業を最大限に活用するため、和泉市遊休農地対策協議会や関係機関と協議し、市の支援も含めた新たな制度、体制づくりを推進する。

ウ 優れた「農空間」の保全と活用を目指し、地域の活性化を図るため、援農ボランティアやNPOとの協働等、市民参画型の農業育成を行う。

エ 府条例に基づく農空間保全地域については、府条例による農空間保全委員会を活用し、遊休農地の利用促進を図っていく。

(2) 担い手について

2020年農林業センサスでは、農家1,006戸のうち、713戸が自給的農家で、293戸が販売農家である。しかし、この農家数も数年後には高齢者の引退など農家数の大幅な減少が予想される。このことから、水稻、野菜、花き、果樹、畜産を中心に、「個人経営体」及び「組織経営体」を育成し、概ね80経営体の認定農業者を確保することを目標とする。

その際、これら経営体の生産効率を高めるために、本市が策定する地域計画を活用して、農地の集積・集約等を図っていく。

また、認定農業者はもとより、府条例に基づく大阪版認定農業者を目指す新規就農者についても、大阪府等の関係機関と連携して、地域のニーズにあった農業施策を実施するにあたり、必要な支援制度を推進する必要性がある。

さらに、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）の育成・確保に関する目標

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

本市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があるため、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

イ 確保・育成すべき人数の目標

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、国版認定農業者等や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、法人や府条例に基づく大阪版認定農業者等を合わせて約3,600件の確保・育成を目標とすることを踏まえ、本市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。

(イ) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談のあった者を就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、本市への就農希望者に対して、農地については農業委員会等による紹介、技術・経営面についてはいずみの農業協同組合や大阪府泉州農と緑の総合事務所農の普及課（以下「農の普及課」という。）等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心となる経営体へと育成する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

市内の広範な地域で都市化が進展し、農家1戸当たりの農業経営面積が少ない本市で、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するためには、都市近郊の立地性や農地の集約的な経営形態等、和泉の特徴を活かした取り組みが重要である。

そのため、家族経営を基本とする「個別経営体」を中心とした効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進するとともに、複数農家による協業あるいは共同経営についても、地域の実情を踏まえながら育成する必要がある。

これらの農業経営体を育成するためには、良好な生産環境を保つため、農業経営基盤強化促進事業を中心として面的にまとまった農地の利用集積・集約化を図る。また、高度な技術と優れた経営感覚を持った経営体の育成や、都市近郊の優位性を活かした観光農業、産地直売等を担う農業経営体の育成も重要であり、条件整備の推進が欠かせない。

そのためには、地域の自然的、社会的、経済的条件の違いを十分に踏まえた上で、地域の実情に則した農業経営の確立、農業構造計画の策定が必要であり、それぞれの地域に合った効率的かつ安定的な農業経営体の営農類型を6～7項に掲げる。

1 営農類型の設定

野菜は、機械化等による省力化を進め、ねぎ、しゅんぎく等の軟弱野菜及び水なすなどの施設栽培による農業経営やいちご等の観光農業の育成を図るとともに、トマト等を中心とした養液栽培等、生産性の高い企業的な農業経営を育成する。

花きは、卸売市場の大規模化と消費者ニーズの双方に対応できる切り花生産を中心とした農業経営を育成する。

果樹は、主に中山間部を中心に、高品質みかん栽培や他果樹栽培への転換を図り、都市立地の優位性を活かした完熟果実栽培等による農業経営を育成する。

水稻は、農作業の受委託、農地の流動化を図り、集約的な農業経営を育成する。

畜産は、生産施設の近代化と、家畜排泄物を利用した堆肥の生産・流通を促進するとともに企業的な経営を育成する。

経営体営農類型（例）

No	経営類型	規模実面積（a）		内容	備考
		露地	施設		
1	野菜専作Ⅰ （ハウス果菜類Ⅰ）	40		なす ハウス 40 a きゅうり ハウス 36 a	きゅうりハウスの一部 でなす育苗（4 a）
2	野菜専作Ⅰ （ハウス果菜類Ⅱ）	23		いちご ハウス 20 a （育苗 3 a）	直売及び直売所出荷 高設栽培 スマート技術 （複合環境制御、CO ₂ 施用等）
3	野菜専作Ⅱ （ハウス軟弱野菜専作）	30		しゅんぎく周年 ハウス 延べ 120 a	
4	野菜専作Ⅲ （ハウス果菜類・軟弱野菜Ⅰ）	20		水なす ハウス 20 a しゅんぎく ハウス 20 a	
5	野菜専作Ⅲ （ハウス果菜類・軟弱野菜Ⅱ）	20		水なす ハウス 20 a しゅんぎく ハウス 20 a	スマート技術 （複合環境制御、CO ₂ 施用、赤色LED等）
6	野菜専作Ⅳ （有機農業）	60	40	トマト ハウス 20 a しゅんぎく ハウス 20 a きゅうり 露地 20 a さといも 露地 20 a 玉ねぎ 露地 20 a	有機JAS認証 契約出荷 しゅんぎくは摘み取り 収穫
7	野菜専作Ⅴ （養液栽培経営Ⅰ）	50	25	トマト（年間2作） 養液栽培 延べ 40 a 軟弱野菜 ハウス 延べ 20 a 水稲 25 a	
8	野菜専作Ⅴ （養液栽培経営Ⅱ）	50	25	ミニトマト 養液栽培周年 20 a 軟弱野菜 ハウス 延べ 25 a 水稲 25 a	

No	経営類型	規模実面積 (a)			内容	備考
			露地	施設		
9	野菜+きのこ (しいたけ)	80	60	20	トマト 雨よけ施設 20 a ほうれんそう 20 a しゅんぎく ハウス 20 a しいたけ (周年) 30 a 原木10,000本 水稲 30 a	
10	果樹専作Ⅰ (ハウスぶどう)	100		100	デラウエア 加温 20a 2重被覆 20 a 1重被覆 20 a 巨峰系4倍体品種 2重被覆 20 a シャインマスカット 2重被覆 20 a	規模実面積は成園のみ
11	果樹専作Ⅱ (多品目複合経営)	185	145	40	もも 25 a ぶどう 巨峰 無加温ハウス 40 a かき 40 a 温州みかん 普通 80 a	
12	果樹観光農業 (みかん狩り)	180	180		温州みかん 極早生 36 a 早生 144 a	
13	花き専作 (切花専作)	40	20	20	球根類 (フリージア等) ハウス 20 a けいとう ハウス 20 a (被覆フィルム除去後) 露地 20 a	
14	酪農	25	16	9	乳用牛 (経産牛) 50頭 (育成牛) 4頭	牛舎 400㎡ 牛糞処理施設 500㎡ 搾乳機器一式
15	水稲作業受託	500	500		水稲 500a 水稲小規模作業受託 2500a	
16	観光農業	85	55	30	いちご高設栽培 20a さつまいも 20a 温州みかん 30a ぶどう 10a 花摘み園 5a	

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

(1) 生産方式

・水 稲

共同利用施設の設置や機械化による省力化を進めるとともに、農作業受託を行う農業者の組織化等により生産コストの低減や耕作放棄地の解消に取り組む。また、消費者ニーズに対応した良食味米や地球温暖化に適応できる高温耐性の強い品種の導入、減農薬栽培米等の生産を進めるため、適正品種の選定と品種に合った栽培技術の普及を徹底する。

・野 菜

多様化する消費者ニーズや急増する輸入野菜に対応するため、低コスト生産、契約取引向け生産、高付加価値型生産及び直売等を推進する。また、果菜類や軟弱野菜等については、施設化やスマート技術の導入等を図り、生産量の増加や品質の向上・省力化等を進める。併せて、減農薬・減化学肥料栽培や天敵の利用等、環境保全型農業や有機農業を推進し、高付加価値型生産や農業分野における脱炭素の推進に努める。

・花 き

多様化する消費者ニーズに即応した新しい品種・品目の導入を積極的に進める。また、高品質花きを安定的に出荷できる生産体制の整備等により、輸入切り花を含めた他産地に対する競争力の強化や消費者や市場のニーズに対応する開花調節や鮮度保持技術の導入を図る。

・果 樹

施設栽培、完熟栽培等による高品質果実の生産を基本とし、消費者ニーズに対応した品種の選抜・普及、スマート農業技術や新しい剪定技術・整枝法の導入等による省力化と労力分散を進め、労働生産性の向上や担い手の確保・育成を図るとともに、環境保全型農業の推進に向け、農薬・化学肥料の低減や脱炭素に資する技術等の適正使用の徹底を進めるほか、天敵等の積極的な利用を進める。また、市内だけではなく、他市町村の学校給食に対しても導入の拡大に向けた積極的な取り組みを行う。

・畜 産

ミルクパーラー等の近代的な飼養管理施設の導入により、省力化・合理化を図るとともに、環境に配慮した都市における畜産を可能にする飼養環境の整備、受精卵移植等の生産新技術の導入を引き続き進める。また、市内全域の乳用牛の改良や普及拡大を進める。

・観光農業

消費者ニーズと周年運営を考えた品目・品種の導入、栽培技術の導入を進める。また、農業公園や直売施設、市民農園等、他の観光施設との広域的な連携を進め、一体となった集客対策を推進する。

・泉州東部区域農用地の活用

都市近郊の立地条件を活かした都市住民と農村の共生・交流や生涯学習としての場を提供するなど、農の持つ多面的機能を充分発揮し得る営農形態の実現を目指すとともに、新たな地域農業担い手の創出・育成を図る。

・有機農業や大阪エコ農産物認証制度など環境負荷低減に資する農産物生産

有機農業をはじめ、農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対して「大阪エコ農産物認証制度」を推進し、消費者や流通関係者への

制度のPR等することで、多様化した消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

・農業女性グループの育成方針

いずみの里みそグループが、昔から地域に伝わるみそを製造しており、市内小・中学校の学校給食へ供給することによって地産地消の取組みを推進する。

(2) 土地基盤整備事業

地域の条件を活かすとともに、多様なニーズに対応して、効率的な機械化作業体系の導入のためのほ場整備や、良好な農業用水の供給、効率的な管理輸送による農業生産を効率化するための農道整備など、土地基盤を整備する。

(3) 供給方式

市内農産物のブランド化を進めるとともに、市民の食に対する多様なニーズを重視し、従来から行われてきた契約栽培や産地直売に加えて、IT技術を活用した生産者と需要者との電子取引や都市住民が生産に参画した契約生産等、多様な供給方式を促進する。また、地産地消の観点から学校・園の給食への食材供給や、量販店での販売を強化する。

(4) 経営管理の方法

簿記記帳の普及を引き続き進めるとともに、記帳データに基づく経営分析等を通じ、経営の合理化、健全化を進める。また、パソコン等の活用による情報収集能力を高める。さらに、労務管理能力の向上等を進め、一定要件を備えた経営体については法人化を推進する。

(5) 農業従事の態様

他産業並みの労働時間を実現するため、シルバー人材センターの活用や酪農ヘルパー制度等の雇用確保体制の充実や新たな農業の担い手として都市住民を対象とした和泉農業担い手塾等の援農制度の拡充を図る。また、家族労働力が主である経営体では家族経営協定の締結等により休日制や給料制の導入等を進め、快適な労働環境の整備を支援する。さらに、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用について、周知・啓発に努める。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第2章第1の1に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得220万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第2章第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は本構想第2章第2の2に準ずる。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるみかん・花きなどの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農の普及課、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、和泉市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 和泉市が主体的に行う取組

和泉市及び農業委員会は、関係機関と連携して、農地の集積・集約化に向けた地域での話し合いや地権者との調整等を行い、地域計画に定める農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、効率的な営農環境の整備を進める。

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて農の普及課や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等あっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、和泉市アグリセンターを就農支援の業務を行う拠点として位置付け、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供等を行い、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

和泉市アグリセンターは、以下①～④の業務を行うこととする。

- ①農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ②経営管理の合理化等の農業経営の改善に関する、各種セミナーの開催等
- ③新規就農者等を養成するための農業実践教室の開催
- ④就農希望者等の相談対応や必要となる情報の提供

和泉市アグリセンターの相談窓口は、和泉市農林担当とし、関係機関と連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

本市は、大阪府、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農

用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①大阪府農業会議、農地中間管理機構、和泉市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農希望者等のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、大阪府及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、大阪府及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、和泉市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や第3に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者などの今後育成すべき農業者、法人等が利用する農用地が、地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地に占める面積シェアの目標を概ね51%程度とする。

この目標を達成するため、本市が策定する地域計画に沿って、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農地の集積・集約や農地中間管理機構関連農地整備事業等による面的整備等を進めるとともに、ほ場が整型で、区画も大きく、水利や接道条件に優れた農地が集団で存在する平坦地においては、効率的かつ安定的な経営体への農地集積・集約を優先的に行い、小規模なほ場や傾斜地、大型機械の導入が難しい等の理由により、効率的かつ安定的な経営体への集積・集約が難しい中山間地域等では、多様な経営体も含めた農地利用を推進する等、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の実情に応じた農地利用を促進していく。

なお、市内には、農用地と宅地等が混在していることにより、物理的に集団化・集約化が困難な地域が存在し、そのような地域では地域計画の施策効果が期待できない実情を踏まえ、本市における地域計画の策定地域については、原則、市街化区域を除いた区域（市街化調整区域）とするが、府条例に基づき知事が指定した農空間保全地を策定対象（ただし生産緑地を除く）とするなど、地域の現状に即して策定を進めていく。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項等

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、農用地の利用については認定農業者等を中心とした担い手への集積を進めているが、集積された農用地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大規模機械の導入ができないことなど、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。また、担い手が少ない地域においては、一部遊休化したものが近年増加傾向にある。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

本市では農地が分散されていることにより、担い手の経営改善に支障が生じる可能性がある。また、今後は離農等により農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ遊休農地化し、本市の農業に支障を及ぼすおそれがある。このため、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、これら担い手への農用地の集積を加速することとする。また、効率的かつ安定的な経営体が乏しい地区においては、各地区と連携して担い手の確保・育成に努めるとともに、集落営農や水稻を中心とした農作業受託に取り組む経営体の育成により、農地の保全と活用を推進していく。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

ア 認定農業者、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成

イ 大阪版認定農業者の育成

ウ 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

エ 地域計画の推進

オ 農地中間管理機構の活用によるア、イ及びウに対する農地の面的集積の促進

カ 和泉市遊休農地対策協議会等による遊休農地解消のための基盤整備等の実施

キ 農作物の振興及び地産地消の推進

なお、これらの施策の円滑な推進のため農空間保全委員会による関係機関の情報提供の共有を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等と連携して取り組むこととする。

ク 中山間地域や担い手不足地域での対応

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進めることとする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

なお、地域計画推進事業及び農用地利用改善事業については、農業を担う者の確保・育成と、担い手への農地の集積・集約等により、地域の農業の発展が図られるよう適切な運用を行う。

特に、地域計画は、話し合いにより、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進することで、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図るものであることから、積極的にこれを活用していく。

- (1) 地域計画推進事業
- (2) 農地中間管理事業及び特例事業の実施を促進する事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 地域計画推進事業に関する事項

地域計画は、話し合いにより、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進することで、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図るものであることから、積極的にこれを活用していく。

(1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町村の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。

イ 参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、大阪府、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

ウ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を和泉市農林担当に設置する。

(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

農業団地 5 地区（仏並、小川西、小川東、坪井、善正）は土地改良区の範囲を、その他の地区は実行組合の範囲を地域計画の区域の基準とする。

様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることも検討する。

(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

和泉市は、地域計画の策定に当たって、大阪府・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至

るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 本市は、府内一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う一般財団法人大阪府みどり公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 本市、農業委員会、農業協同組合は、一般財団法人大阪府みどり公社が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、同公社に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用及び農業経営の改善をはかるうえで必要な作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- (イ) 農用地利用改善事業の実施区域
- (ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- (エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- (オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- (カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、所定（農業経営基盤

強化促進法の基本要綱参考様式第6-1号)の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) (4)のアの(イ)の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

(ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(エ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとする。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

(エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定を行う。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなすものとする。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勸奨することができる。

イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農の普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（一般財団法人大阪府みどり公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、以下のとおり、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図るものとする。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 地力維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効活用

本市は、地力の維持培養と堆きゅう肥・副産物の有効活用を図るため、家畜ふん尿等堆きゅう肥の施用の円滑な促進と稲・麦わら・作物残さ等の有効活用の推進等、異なる経営部門間の地域複合を積極的に推進するものとする。

(2) 生産組織及び農業後継者の育成

本市は、生産組織の育成及びその活動の助長並びに農業後継者の研修受講、農業後継者及び青年農業経営者で自主的集団活動等に対し必要な支援・指導を積極的に行うものとする。

(3) 農産物の流通の改善

本市は、生産された農作物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他農業団体と協力して、品質の統一、計画出荷等流通改善のための必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(4) 農家女性活動の促進

本市は、農家女性の作業環境の改善、農家女性で構成する自主的集団活動等に対し必要な支援・指導を積極的に行うものとする。

(5) 農用地の利用度の向上

本市は、不作地等低利用農用地の利用度の向上を図るため、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構その他農業に関する団体と協力して、低利用農用地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

(6) 関連施策の推進

ア 本市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 本市は、農業基盤整備事業その他の助成事業の実施に当たっては、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを配慮して行うものとする。

ウ ア及びイに定めるもののほか、本市は、地域の農業振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和6年3月26日から施行する。